

第 9 2 回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和 7 年 1 月 2 4 日（金） 午後 2 時 1 0 分から午後 3 時 5 分
開催場所 姫路市役所 本館 1 0 階 大会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏 名	出 欠	署名委員	備 考
1	後 藤 明 彦	出席	○	
2	小 林 隆	出席	○	
3	森 下 光 春	出席		
4	大 西 正 紀	出席		
5	岡 本 富 博	出席		
6	船 引 政 則	出席		
7	嘉ノ海 敏 明	欠席		
8	青 田 俊 則	出席		
9	沼 田 静 雄	出席		
10	嶋 田 秀 文	出席		
11	飯 塚 祐 樹	欠席		
12	竹 内 己 良	出席		
13	橋 本 静 枝	出席		
14	小 林 弘 行	出席		
15	吉 田 勝 博	出席		
16	竹 内 光 明	出席		
17	福 永 信 幸	出席		会長職務代理者
18	青 田 誠	出席		会長職務代理者
19	田 磨 仁 志	出席		会長

その他の出席者 0 名

農業委員会事務局職員 4 名

議事内容

議案第 1 号	農地確認及び非農地確認について
議案第 2 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 4 号	畑地転換届について
議案第 5 号	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 1 項の規定による特定農地貸付けの承認について
議案第 6 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 7 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 3 項及び第 4 項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取について
議案第 8 号	相続税等納税猶予適格者証明について
報告第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について
報告第 2 号	農地法第 4 条の規定による届出の専決について
報告第 3 号	農地法第 5 条の規定による届出の専決について
報告第 4 号	合意による解約等の通知について
報告第 5 号	県許可案件の許可状況について
報告第 6 号	農業経営改善計画（認定農業者）の認定について

（令和 7 年 1 月 2 4 日 午後 2 時 1 0 分）

議 長	全体会に引き続き、只今から、第 9 2 回総会を開催致します。 現在の出席者数は、農業委員 1 9 名中 1 7 名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。 なお、嘉ノ海委員と飯塚委員から欠席の連絡を頂いております。 それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただきますのでよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を後藤明彦委員と小林隆委員をお願いいたします。 それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしく願いします。 議案第 1 号「農地確認及び非農地確認」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第 1 号（P 1 ～ P 2）を説明する。 〔農地確認及び非農地確認について〕 この度は、非農地確認の申請が 5 件提出されております。 1 番です。 網干区和久の畑□□□□につきまして、「昭和 3 7 年 4 月 1 日より住宅敷地として利用している」との申請です。 2 番です。 網干区福井の田 2 筆□□□□□につきまして、「平成 9 年以前から駐車場とし

	て使用されている」との申請です。 3 番です。 夢前町菅生潤の田 7 筆□□□□□□につしまして、「平成 1 0 年以前より山林となっている」との申請です。 4 番です。 別所町別所の畑□□□□につしまして、「平成 1 4 年以前より露天資材置場として利用している」との申請です。 5 番です。 船津町の田 2 筆□□□□□□□□につしまして、「平成 1 2 年以前より倉庫及び駐車スペースとして利用している」との申請です。 現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員から「適当である」との意見を頂いております。 各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。 以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。
議 長	有難うございます。 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。
委 員	3 番の案件はすでに転用許可が出ていますが、転用せずに山林化したのですか。
事 務 局	過去の航空写真等を見たところ、転用許可後申請の目的に転用した後、放置されて山林化した状況の様です。転用許可は出ていますので法務局で地目変更手続きを取っていただいたらいいんですが、現況が転用目的の状態となっていないことから地目変更の際に農業委員会の意見を求められる可能性を考慮したことと、すでに申請書を完成させておられたので、そのまま受付することとしました。地目変更するには非農地確認書があった方が確実だからです。
議 長	ほかに、なにかございますか。
各 委 員	・・・。
議 長	ないようですので、承認とすることよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。 次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	〔農地法第 3 条の規定による許可申請について〕 議案第 2 号（P 2～P 5）を説明する。 農地法第 3 条の規定による許可申請について、この度は、1 6 件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。 所有権の移転が 1 5 件、使用貸借権の設定が 1 件となっており、1 番と 9 番と 1 0 番と 1 5 番が市街化区域の案件である外は、いずれも調整区域または都市計画区域外の案件です。申請地は、いずれも譲渡人・貸人の「自作地」で、譲受人・借人は、5 番が農地所有適格法人である外は、いずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につしましては、いずれの案件も申請地等に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。「通作距離」につしましては、いずれも 1 5 km

15番です。

議長

委 員

事務局

議長

各 委 員

議長

委 員

議長

各委員

議長

各 委 員

議長

それでは続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」及び

この事業計画につきましては、事務局においてすでに県と協議しており、県から許可不要である旨を確認していただいております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

有難うございました。

[illegible]

はい、報告、ありがとうございました。

• • • 9

それでは採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の挙手を確認しましたので、許可相当とします。

議案第4号（P8）を説明する。

畑地転換届について、この度は、1件の届出が出ております。

各担当委員から「農地として適正に造成されると判断される」との意見を頂いております。北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

• • •

それでは、承認することによろしいでしょうか。

異議なし。

「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

	次に、議案第５号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第３条第１項の規定による特定農地貸付けの承認」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第５号（Ｐ８）を説明する。 〔特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第３条第１項の規定による特定農地貸付けの承認〕 特定農地貸付とは、市民農園を開設するにあたり、農地法で規制された農地の貸借を、貸付する者、面積、貸付期間等に特定の要件を設け、この要件を満たした上で、貸付規定を作成し、農業委員会が承認した場合に限り、農地法の特例として貸付けを行えるようにしたものです。 この承認願として、１件提出されましたが、先日申請者から取下げたいとの意向が示されたため、削除をお願いいたします。 以上で説明を終わります。
議 長	特に、ご質問等はありませんか。 それでは、議案第６号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積計画の決定」について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第６号（Ｐ９）を説明する。 〔農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積計画の決定について〕 農地中間管理事業にかかる農地の貸し借りにつき、市農政総務課より農用地利用集積計画の決定についての意見を求められているものでございます。 中間管理機構である公益社団法人ひょうご農林機構が借り受ける農地について受け手を選定し、市が作成した農用地利用集積計画案につきまして、農業委員会の意見を求められているものでございます。 農業委員会としましては、農地法３条の許可基準を準用して、決定及び意見についてのご協議をいただいているものでございます。 今回の権利設定は、新規として「７件、１０筆、１４，８４２㎡」の設定を行う計画となっており、市が２月１日付で公告を行います。 北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を、市農政総務課へ送付したいと考えております。 以上、農用地利用集積計画の決定につきまして、どうぞよろしくご審議お願いいたします。
議 長	只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	それでは、承認することよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。 次に、議案第７号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項及び第４項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取」について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第７号（Ｐ１０）を説明する。

	〔農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項及び第 4 項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取について〕 農地中間管理事業にかかる農地の貸し借りにつき、農地中間管理機構である公益社団法人ひょうご農林機構から、農用地利用集積等促進計画を県知事へ認可申請するにあたり、農業委員会の意見を求められているものでございます。 参考資料もあわせてご覧ください。 農用地利用集積等促進計画につきまして、農地法 3 条の許可基準を準用して、意見についてのご審議をいただきますようお願いいたします。 ・耕作等の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること。 ・耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 ・法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たしているか否か この度の権利設定は、再設定として「2 件、5 筆、8, 099 m²」の計画となっております。 北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を、ひょうご農林機構へ送付したいと考えております。 以上、農用地利用集積等促進計画への意見につきまして、よろしくご審議お願いいたします。
議 長	只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	特にないようですので、それでは、承認することよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。 次に、議案第 8 号「相続税等納税猶予適格者証明」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第 8 号（P 11）を説明する。 〔相続税等納税猶予適格者証明〕 今月は、証明願が 2 件出ております。 1、2 番目をまとめて説明します。 中地の□□□□□□が所有されていましたが農地 7 筆のうち、□□□□（持分 2 分の 1）を同居の子であります□□□□□□が相続し、□□□□（持分 2 分の 1）を同居の子であります□□□□□□が相続するというものです。どちらも、残りの持分 2 分の 1 は今回の相続人であり、今回の相続によりそれぞれ単独所有となります。農地の利用状況は、稲作をされています。 なお、中南部地区農政協議会では、適当であるとの意見をいただいております。 適格者証明書の交付の可否について、ご審議いただきますようお願いいたします。
議 長	只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	それでは、承認することよろしいでしょうか。

[illegible]

議 長	特にないようですので、確認いたします。 次に、報告第 3 号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	報告第 3 号（P 1 5～P 1 9）を説明する。 〔農地法第 5 条の規定による届出の専決について〕 市街化区域内農地の 5 条転用案件で、こちらも、1 2 月 6 日から 1 月 9 日の間に受け付けたもの 2 5 件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。
議 長	有り難うございます。何かご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	ないようですので、確認とすることをお願いします。 次に報告第 4 号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	報告第 4 号（P 2 0～P 2 3）を説明する。 〔合意による解約等の通知について〕 合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が 9 件、使用貸借契約の解約の通知が 1 1 件ございました。うち、利用権に該当するものは 9 件で、中間管理事業に該当するものは 3 件です。 賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、いずれも「無償」となっております。 以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。
議 長	有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。
委 員	3 番の借人は、相当前に亡くなった人で相続人は相当数いると思うが、代表者 1 人で解約してよいのか。
事 務 局	農地法第 1 8 条 6 項に基づく合意解約について、農地法に記載がないため、農業委員会の取り決めで、相続人代表者 1 名の署名押印と印鑑証明書の添付で解約確認と取り扱っています。 □□□□□□□□□□□□□□民法上、賃貸借契約を解約するためには、共有持分の過半数の同意が必要になるのではとの指摘をいただいたこともあり、他都市の事例を調べたところ、他の相続人の代表者に対する委任状や遺産分割協議書の提出などを求めている団体がある一方、相続人 1 名の認印で対応している団体もあるようです。 本市の運用は、印鑑証明書付きで相続人代表の署名と実印の押印をいただくことで、他の相続人の同意も得ているとしております。この方法では、代表相続人が共有持分の過半数の同意を得ているか不明確であるため、改めるべきと思いますが、これまでの対応で、問題は生じていないことから、当面の間継続していきたいと考えています。しかしながら、荒廃農地が増えるなどのリスクと、農家台帳と実体法上の矛盾に伴うリスクを比較衡量し、今後の望ましい運用について検討する必要はあるとは考えています。
委 員	貸人も相続人代表となっているが、解約してどう利用するのか。
事 務 局	合意解約通知書では、解約後の土地利用については、所有者で自作となっています。

	この案件は、地区計画によるアンケートの送付により賃借権が存在していることが発覚し、今回の解約に結びついたものです。祖父の代で返還していたはず、と受付の際に聞き及んでいます。 賃借権が存在していることは、登記簿には記載されず、農業委員会の農家台帳を確認するしか知る術がないことから、借人が亡くなった場合に相続人宛てに通知するなどのなにか方策がないか研究したいと思います。
議 長	ほかに、なにかございますか。
各 委 員	・・・。
議 長	ないようですね。 次に報告第５号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	報告第５号（Ｐ２４）を説明する。 〔県許可案件の許可状況について〕 県許可案件の許可状況について、１２月において５件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。
議 長	報告、有り難うございます。確認をお願いします。 次に報告第６号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	報告第６号（Ｐ２５）を説明する。 〔農業経営改善計画（認定農業者）の認定について〕 令和６年１２月の会長決裁分について報告します。 案件は１件です。認定の継続申請です。 稲作をされている山田町多田の□□□□□□□□□□につきまして、農業の経営拡大及び利益率の向上など、改善に向けた取り組みをされていることや、営農している農地に遊休農地はないことから、問題はなく、認定農業者として「適切である」と農業委員会から市長へ回答していました。 その結果として、令和７年１月６日付けで継続認定したと市長から農業委員会へ通知がありましたので、ご報告いたします。 報告は以上です。
議 長	有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	ないようですね。確認をお願いします。 以上で、本日の議題は、すべて終了しました。 全体を通して、何かございますか。
各 委 員	・・・。
議 長	ないようですので、それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。 （午後１５時５分 終了）

議事録署名委員

(議 長)

田 靡 仁 志

(署名委員)

後 藤 明 彦

(署名委員)

小 林 隆
